

人口と世帯	人口	33,783人	(26人減)
	男	17,264人	(21人減)
	女	16,519人	(5人減)
	1月1日現在	世帯 13,494	(2世帯減)
	()は前月比	外国人登録数	602人



希望を抱いて 羽ばたけ

1月11日、スカイホールには華やかに着飾った新成人が集まり、成人式が行われました。

晴れやかな表情の中にも、責任ある行動と希望を胸に、新たなスタートを切りました。(関連記事13ページ)

おもな内容

所得税の確定申告	町・都民税の申告受付	2～3
みずほ伝言板	バランスシート 行政コスト計算書 介護支援専門員募集、東京空襲資料展 都営住宅・町営住宅入居者募集 ほか	4～7
インフォメーション	老齢年金を受けている方の源泉徴収票について 緑の募金にご協力ください 瑞穂町選挙管理委員会からのお知らせ ほか	8～11
福祉	訪問入浴サービス事業をご利用ください 高齢者福祉サービスのご利用を ほか	14～16
教育委員会からのお知らせ	町立小・中学校の入学通知は届きましたか 理科支援員を募集します ほか	17～19

所得税の確定申告

所得税は、申告しなかったり、申告期限を過ぎてから申告したりすると、加算税や延滞税を納めなければなりません。
確定申告は期限を守って正しく申告・納税しましょう。

所得税の確定申告を しなければならない方

- 【事業所得や不動産所得などがある場合】
◎平成20年中の事業所得や不動産所得など所得金額の合計が、基礎控除やその他の所得控除の合計額を超える方
- 【サラリーマン等の給与所得者】
◎平成20年中の給与等の収入金額が2000万円を超える方
- ◎給与所得や退職所得以外の所得金額の合計が20万円を超える方
- ◎二方以上から給与等の支払いを受けている方
- 【同族会社の役員
またはその他親族等の場合】
◎同族会社からの給与のほかに、次の収入のある方
①同族会社からの配当、同族会社への貸付金の利息
②不動産、動産、営業権など賃借料
③機械・器具などの使用料
- 【納税について】
納期限は、申告期限と同じ3月16日(月)です(納期限に遅れて納付すると延滞税が掛かる場合があります)。
納税には便利な口座振替をご利用ください。手続きは3月16日(月)までに、青梅税務署または、金融機関でお願いします。

確定申告をすると 所得税が還付される方

- 給与所得者で確定申告をする必要のない方でも、次のような場合は確定申告をすると源泉徴収された所得税が還付されることがあります。
- ◎雑損控除、医療費控除、寄附金控除、住宅借入金等特別控除などを受けることができる方
 - ◎年の途中で退職し、その後再就職していないため、年末調整を受けていない方
 - ※確定申告をする必要のない方が、還付を受けるために確定申告をする場合、給与所得や退職所得以外の所得金額が20万円以下であっても、それを含めて申告しなければなりません。
 - ◎還付を受けるための申告は、2月16日(月)以前でも受け付けています。
 - ◎介護保険のサービス利用料が、確定申告で医療費控除の対象となる場合があります。
 - ◎介護保険料は健康保険や年金の掛金と同様、社会保険料控除の対象となります。
 - 問合せ 高齢者福祉課
TEL 557-0594
 - ※還付金の受け取りは、口座振込をご利用ください。

臨時受付窓口をご利用ください

日程 2月22日(日)、3月1日(日)
時間 午前9時～正午
午後1時～5時
場所 青梅税務署
※当日は混雑が予想されますので、お早めにお越しください。



●申告が必要です

所得税から住宅ローン控除額を引ききられなくなった方へ
税源移譲により所得税が減額となり、控除できる住宅ローン控除額が減る場合があります。平成18年度末までに入居し、所得税の住宅ローン控除を受けている方で、所得税から控除しきれなかった額がある場合は、平成21年度分の住民税(所得割)から控除できます。

青梅税務署・税理士会による確定申告相談日程

日 程	場 所	受 付 時 間	主 催	そ の 他
2月5日(木)・6日(金)	瑞穂町民会館ホール	午前9時30分～11時 午後1時～3時	税務署	○来場される場合は、前年の確定申告書の控えを必ずご持参ください。 ○譲渡所得・贈与税の相談は、税務署でご相談ください。 ○各会場の混雑具合によっては、早めに締め切ることもありますので、ご了承ください。
2月5日(木)・6日(金) 16日(月)～ 25日(木) (土・日曜日は除きます)	羽村市役所 (東庁舎4階大会議室)	午前9時～10時30分 午後1時～3時	税理士会	
2月16日(月)～ 26日(木) (土・日曜日は除きます)	福生市役所 (第1棟南側2階)			
2月16日(月)	瑞穂町民会館ホール			

問合せ 青梅税務署
TEL 0428(22)3185

町・都民税の申告受付

この申告は、1月1日現在の住所地で平成20年分の所得を申告していただき、それに基づいて税額を計算するための資料となるものです。

期 間 2月16日(月)～3月16日(月)
(土・日曜日は除きます)

受付時間 午前9時～11時、午後1時～4時
場 所 町民会館ホール

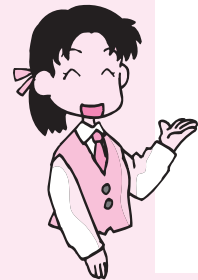
平成20年度に申告をしていただいた方などに、申告書を郵送します(2月初めに発送予定)。
申告書が届かない方は税務課または申告会場に用意してありますので、お申し出ください。

町・都民税の申告を しなければならない方

- ◎給与所得のみの方で、勤務先から町へ給与支払報告書が送付されていない方(勤務先でご確認ください)
- ◎事業、不動産、配当、年金などの所得があった方で、確定申告の必要がない方
- ◎国民健康保険に加入している方

※所得のなかった方も申告を

申告書裏面の「収入のなかった方」の欄へ記入し提出ください。申告されないと、「非課税証明書」の交付を受けられません。



申告に持参するもの

- ①印鑑
- ②所得を証明するもの(源泉徴収票、事業主の支払証明書、収支明細書など)
- ③社会保険料・生命保険料・地震(長期損害)保険料・国民年金保険料・国民年金基金の掛金・個人年金保険料および医療費控除等の領収書、または支払った額を証明できるもの
- ※生命保険料で、9000円を超える契約の場合は、証明書の添付が必要です。
- また、医療費控除には必ず領収書が必要です。あらかじめ病院ごとに合計金額を計算しておいてください。
- ④障害者控除を受ける方は、手帳等証明する書類

※申告書は郵送でも受け付けます。



問合せ 税務課 TEL 557-7519

要介護認定を 受けている方へ

おむつ代の医療費控除の申告に必要な確認書を発行します
対象者は、おむつ代の税申告をするのが2年目以降の方で、要介護認定時の主治医意見書の内容から、寝たきり状況にあり、尿失禁の発生の可能性があることが確認できる方

※1年目は医師が発行する「おむつ使用証明書」が必要です。



問合せ 高齢者福祉課 TEL 557-0594

出張受付をご利用ください

日程	場所	受付時間
2月9日(月)	長岡南会館	午前9時～11時 午後1時～4時
2月10日(火)	元狹山コミュニティセンター	※午前中は大変混みます。 午後の受付をお勧めします。
2月13日(金)	武蔵野コミュニティセンター	

行政コスト計算書

●行政コスト計算書とは

地方自治体の行政活動は、バランスシートで明らかにされる資産・負債等の状況だけでなく、人的サービスや給付サービスなどの資産形成につながらない行政活動が大きな比重を占めています。この行政サービスの1年間の状況を性質別コストと、目的別コストに分類したものが行政コスト計算書です。

- 移転支出的なコストは平成17・18年度比1.7%減少、前年度比0.2%の減少で若干の減少ですが、扶助費については増加傾向にあります。
- その他のコストは平成17・18年度比4.9%減少、前年度比18.3%の減少で、公債費利子の支払いと、税の不能欠損額が減少したことによります。
- 収入については前年度比3.0%の増加となりました。

◎分析
コスト全体では前年度比1.3%の増加となりました。これまでは、財源確保に人件費等を圧縮する工夫を重ねてきましたが、対象年齢引き上げ等により扶助費が増加しているため、今後も財源確保のための継続した努力が必要です。

※詳しくは役場1階情報公開コーナーか町ホームページの行政コスト計算書をご覧ください。

●行政コスト計算書の見方

性質別コストの分類を、「人に掛かるコスト」、「物に掛かるコスト」、「移転支出的なコスト」、「その他のコスト」に分類します。目的別コストは議会費、総務費等の町予算書の9項目と労働費、災害復旧費、公債費、不納欠損額に分類しますが、紙面の都合で目的別の表は掲載してありません。

●行政コスト計算書から分かること

- 年度ごとの数値を比較することにより、コスト増減等の傾向が明らかになり、財政運営を分析できます。
- 人に掛かるコストは平成17・18年度比5.0%減少、前年度比5.1%の増加で、職員の平均年齢の上昇に伴い、給与手当、退職給与引当金繰入等が増加したことによります。
- 物に掛かるコストは平成17・18年度比0.5%増加、前年度比1.9%の増加で、ほぼ前年並みとなっていますが、増加傾向にあります。

人に掛かるコストとは

行政サービスを担う町職員に要する費用で、人件費や退職給与引当金繰入等を計上しています。

物に掛かるコストとは

行政サービスの提供に必要な消費的な経費や、バランスシートに計上された有形固定資産の減価償却額などです。

移転支出的なコストとは

個人や団体に支出して効果が出てくるような費用で、扶助費、補助費等、繰出金、普通建設事業費(他団体への補助金等)を計上しています。

その他のコストとは

上記の三つに属さない費用で、公債費(利子分のみ)、不納欠損額を計上しています。

平成19年度行政コスト計算書

【行政コスト】(平成19年4月1日～平成20年3月31日)			
	区 分	金 額	町民一人当たり
人に掛かるコスト	①人件費	19億2,183万円	5万6,785円
	②退職給与引当金繰入等	1億9,896万円	5,879円
	小 計	21億2,079万円	6万2,664円
物に掛かるコスト	①物件費	21億4,063万円	6万3,250円
	②維持補修費	8,977万円	2,652円
	③減価償却費	14億2,734万円	4万2,174円
	小 計	36億5,774万円	10万8,076円
移転支出的なコスト	①扶助費	15億8,103万円	4万6,715円
	②補助費等	19億9,170万円	5万8,849円
	③繰出金	12億9,455万円	3万8,251円
	④普通建設事業費	7,080万円	2,092円
	小 計	49億3,808万円	14万5,907円
その他のコスト	①公債費(利子分のみ)	8,521万円	2,518円
	②不納欠損額	1,999万円	591円
	小 計	1億 520万円	3,109円
行政コスト		A	108億2,181万円 31万9,756円

【収入項目】			
使用料・手数料等	B	5億7,422万円	1万6,967円
国庫(都)支出金	C	19億 928万円	5万6,414円
一般財源	D	83億5,806万円	24万6,958円
収 入(B+C+D)	E	108億4,156万円	32万 339円

正味資産国庫(都)支出金償却額	F	4億3,401万円	1万2,824円
期首一般財源等	G	391億6,255万円	115万7,149円
一般財源等増減額(E-A+F)	H	4億5,376万円	1万3,407円
期末一般財源等(G+H)	I	396億1,631万円	117万 556円

※町民一人当たりの金額は平成20年3月31日現在の住民基本台帳人口(=33,844人)で計算しています。

問合せ 企画財政課 ☎557-7483

平成19年度末の町の資産や負債の状況

バランスシート

●バランスシートの見方

これまで形成した資産を左側「借方」に、資産を取得するための財源(負債と一般財源と国・都支出金を合わせた正味資産)を右側「貸方」に表しています。

借 方	
【資産の部】	
1. 有形固定資産	
(1) 総務費	41億7,581万円
(2) 民生費	30億6,569万円
(3) 衛生費	14億 675万円
(4) 労働費	269万円
(5) 農林水産業費	1億8,831万円
(6) 商工費	4,060万円
(7) 土木費	222億3,078万円
(8) 消防費	5億5,943万円
(9) 教育費	184億 793万円
(10) その他	7,198万円
計	501億4,997万円
(うち土地)	238億7,228万円)
有形固定資産合計	501億4,997万円
2. 投資等	
(1) 投資および出資金	1,728万円
(2) 貸付金	0円
(3) 基金	
①特定目的基金	59億 621万円
②土地開発基金	4億9,884万円
③定額運用基金	0円
基金計	64億 505万円
(4) 退職手当組合積立金	1億8,600万円
投資等合計	66億 833万円
3. 流動資産	
(1) 現金・預金	
①財政調整基金	12億6,705万円
②減債基金	5億 280万円
③歳計現金	4億1,491万円
現金・預金計	21億8,476万円
(2) 未収金	
①地方税	3億 776万円
②その他	1,165万円
未収金計	3億1,941万円
流動資産合計	25億 417万円
資産合計	592億6,247万円

※債務負担行為に係る補償等	①物件の購入等に係るもの	67億6,606万円
	②債務保証および損失補償に係るもの	8億2,864万円
	③利子補給等に係るもの	0円

●バランスシートから分かること

- 年度ごとの数値を比較することにより資産形成の内容が明らかになり、財政運営を分析できます。
- 有形固定資産は平成17・18年度比1.1%増加、前年度比1.0%の増加で、持続性のある社会資本投資がされています。
- 投資等は平成17・18年度比1.5%の増加、前年度比0.7%の減少で、平成19年度の減少は平成18年度の基金創設の皆減が主な理由ですが、基金の取崩しは毎年度行われ徐々に水準が低下しています。
- 流動資産は平成17・18年度比6.1%の減少、前年度比1.5%の増加で、現金・預金に仕分けされる歳計現金の増加が主なものですが、財政調整基金の取崩しも行われています。
- 長期的な固定負債は平成17・18年度比0.4%の増加、前年

※詳しくは、役場1階情報公開コーナーか町ホームページのバランスシートをご覧ください。

問合せ 企画財政課 ☎557-7483

●バランスシートとは

町の資産(建物や土地など)や負債(町の借金)等の状況を一覧表にまとめた報告書のことです。これを見ると、町が資産をどのくらい保有し、その資産を得るためにどのくらい国や都から補助金をもらったり、借金をしたりしたのかが分かります。

●表の左側と右側が必ず一致

借方(資産合計)と貸方(負債・正味資産合計)が同額になって釣り合うことから、バランスシートと呼ばれています。



貸 方	
【負債の部】	
1. 固定負債	
(1) 地方債	52億3,188万円
(2) 債務負担行為	
①物件の購入等	0円
②債務保証又は損失補償	0円
債務負担行為計	0円
(3) 退職給与引当金	18億7,893万円
固定負債合計	71億1,081万円
2. 流動負債	
(1) 翌年度償還予定額	4億2,329万円
(2) 翌年度繰上充用金	0円
流動負債合計	4億2,329万円
負債合計	75億3,410万円
【正味資産の部】	
1. 国庫支出金	77億9,998万円
2. 都道府県支出金	46億9,789万円
3. 一般財源等	392億3,050万円
正味資産合計	517億2,837万円
負債・正味資産合計	592億6,247万円

- 度比1.5%の減少で、平成19年度は臨時財政対策債の借入をしなかったことで、比率は減少に転じています。
- 短期的な流動負債は平成17・18年度比14.5%の増加、前年度比6.7%の増加で、臨時財政対策債および箱根ヶ崎駅舎自由通路建設事業の元利償還が始まったことによります。
- 正味資産は平成17・18年度比0.8%の増加、前年度比1.1%の増加で、固定資産等を取得するため投入できる財源は横ばい状態といえます。

◎分析

財政の健全性は維持しつつも、その運営は厳しいものとなっています。

